|  |
| --- |
| **３０１０．輸出申告変更（官署変更）** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＥＤＹ | 輸出申告変更（官署変更） |

1. 業務概要

システムに登録されている輸出申告または積戻し申告（以下、「輸出申告等」という。）について、通関予定蔵置場管轄官署等へ申告するための、申告情報の変更を行う。

本業務における申告変更（官署変更）の機能については、以下のとおりである。

（１）同一税関への官署変更

通関予定蔵置場等の変更により、あて先官署が同一税関内の官署へ変更となった場合、変更後のあて先官署へ申告するための、申告情報の変更を行う。

（２）他税関への官署変更

積込港の変更に伴い、通関予定蔵置場が他税関管轄の蔵置場へ変更となり、あて先官署が他税関の官署に変更となった場合、変更後の積込港及び変更後のあて先官署を指定し、変更後のあて先官署へ申告するための、申告情報の変更を行う。

本業務を行う場合は、あらかじめ税関に申し出て、税関によりあて先官署変更受理がされている必要がある。

本業務により申告変更された場合は、当初の輸出申告等は申告等撤回され、本業務により払い出される申告等番号に申告内容を引き継ぐ。

本業務により引き継がれた申告情報を、変更後の税関官署宛へ申告するためには、「輸出申告事項登録

（ＥＤＡ）」業務による申告事項の登録が必要である。

本業務により引き継がれた申告情報は、ＥＤＡ業務が行われない場合は、一定期間経過後システムから削除される。

なお、本業務を税関の開庁時間外に行う場合は、事前に時間外執務要請届がされている必要がある。

２．入力者

通関業

３．制限事項

なし。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②輸出申告ＤＢに登録されている申告者と同一であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）輸出申告ＤＢチェック

入力された申告等番号について、以下のチェックを行う。

（Ａ）入力された申告等番号が輸出申告ＤＢに存在すること。

（Ｂ）入力された輸出管理番号またはＡＷＢ番号が、輸出申告ＤＢに登録されている輸出管理番号またはＡＷＢ番号と同一であること。

（Ｃ）輸出申告ＤＢに登録されている申告等種別コードが「Ｅ」（輸出申告）または「Ｒ」（積戻し申告）であること。

（Ｄ）輸出申告等が行われていること。

（Ｅ）輸出等許可されていないこと。

（Ｆ）税関により「あて先官署変更受理」が登録されていること。

（Ｇ）以下の登録がされていないこと。

「輸出等申告手作業移行」

「輸出等申告撤回」

（Ｈ）他税関への官署変更の場合は、輸出申告ＤＢに登録されている積込港コードと入力された変更後積込港コードが一致しないこと。

（４）時間外執務要請届ＤＢチェック

本業務が税関の開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

①当該入力者分の時間外執務要請届ＤＢ（届出種別「Ａ：通関」または「Ｅ：通関（２４時間提出可能）」）が存在すること。

②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

（５）輸出貨物情報ＤＢチェック（航空の場合）

輸出管理番号／ＡＷＢ番号欄入力されたＡＷＢ番号について、以下のチェックを行う。

ただし、輸出申告ＤＢに郵便物である旨が登録されている場合は、チェックを行わない。

（Ａ）入力されたＡＷＢ番号が輸出貨物情報ＤＢに存在すること。

（Ｂ）貨物手作業移行されていないこと。

（Ｃ）差止め貨物でないこと。

（Ｄ）貨物が無効となっていないこと。

（Ｅ）仕分け親または仕合せ親となっていないこと。

（Ｆ）税関への通知を要する事故情報が登録されている場合、税関による事故確認が登録されていること。

（Ｇ）貨物取扱中でないこと。

（Ｈ）以下の登録がされていないこと。

①「亡失届受理」

②「滅却承認」

③「その他の搬出承認」

（Ｉ）貨物個数について、輸出申告ＤＢと輸出貨物情報ＤＢに登録されている内容が一致すること。

（Ｊ）他税関への官署変更の場合は、入力されたあて先官署コードの管轄税関と輸出貨物情報ＤＢに登録されている蔵置場所（蔵置されていない場合は、搬入予定場所）の管轄税関が一致すること。

（６）貨物情報ＤＢチェック（海上の場合）

輸出管理番号／ＡＷＢ番号欄入力された輸出管理番号について、以下のチェックを行う。

ただし、輸出申告ＤＢに郵便物である旨が登録されている場合は、チェックを行わない。

（Ａ）入力された輸出管理番号が貨物情報ＤＢに存在すること。

（Ｂ）仕分け・仕合せの親となっていないこと。

（Ｃ）貨物手作業移行されていないこと。

（Ｄ）以下の項目について、輸出申告ＤＢと貨物情報ＤＢに登録されている内容が一致すること。

①貨物個数

②個数単位コード

③貨物重量（グロス）

④重量単位コード（グロス）

（Ｅ）他税関への官署変更の場合は、入力されたあて先官署コードの管轄税関と貨物情報ＤＢに登録されている蔵置場所（蔵置されていない場合は、搬入予定場所）の管轄税関が一致すること。

（７）その他のチェック

①申告貨物識別が郵便物にかかる識別でない場合は、あて先官署は外郵官署でないこと。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う｡（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）輸出申告等撤回処理

（Ａ）輸出申告ＤＢ処理

入力された申告等番号について、以下の処理を行う。

①輸出申告等撤回された旨を輸出申告ＤＢに登録する。

②削除対象とする旨を輸出申告ＤＢに登録する。

（Ｂ）輸出貨物情報ＤＢ／貨物情報ＤＢ処理

入力された輸出管理番号／ＡＷＢ番号について、輸出申告等がされた旨を取り消す。

ただし、輸出申告ＤＢに郵便物である旨が登録されている場合は、処理を行わない。

（Ｃ）インボイス・パッキングリストＤＢ処理

入力された申告等番号に係る輸出申告ＤＢに電子インボイス受付番号が登録されている場合は、インボイス・パッキングリストＤＢから輸出申告等がされた旨を取り消す。

（Ｄ）輸出自動車ＤＢ処理

入力された申告等番号に係る輸出申告ＤＢに輸出自動車情報登録番号が登録されている場合は、輸出自動車ＤＢから輸出申告がされた旨を取り消す。

（Ｅ）ライセンスＤＢ処理

入力された申告等番号に係る輸出申告ＤＢの輸出承認証等識別または輸出承認証等区分に外為法ライセンスに対応するコードの登録がある場合は、ライセンス用通関ＤＢに輸出等申告撤回された旨を登録する。

（３）申告変更（官署変更）処理

（Ａ）申告等番号の払出し処理

（ａ）同一税関への官署変更の場合は、当初のあて先官署コードより以下の条件をすべて満たす申告等番号を払い出す。

①輸出申告ＤＢに登録されていない申告等番号（先頭１０桁）

②添付ファイル管理ＤＢに登録されていない申告等番号（先頭１０桁）

（ｂ）他税関への官署変更の場合は、入力されたあて先官署コードより以下の条件をすべて満たす申告等番号を払い出す。

①輸出申告ＤＢに登録されていない申告等番号（先頭１０桁）

②添付ファイル管理ＤＢに登録されていない申告等番号（先頭１０桁）

（Ｂ）輸出申告ＤＢ処理

払い出した申告等番号について、以下の処理を行う。

（ａ）入力された申告等番号に係る輸出申告ＤＢの登録内容を、払い出した申告等番号に引き継ぐ。

（ｂ）払い出した申告等番号が引き継いだ内容について、以下の登録内容の変更を行い、輸出申告ＤＢに登録する。

（ア）同一税関への官署変更の場合

①当初のあて先官署コードの登録を取り消す。

②当初のあて先部門コードの登録を取り消す。

③当初の通関予定蔵置場コードの登録を取り消す。

④記事（税関用）に、入力された申告等番号に係る情報を登録する。（詳細については後述の「特記事項」を参照。）

（イ）他税関への官署変更の場合

①当初のあて先官署コードの登録を取り消し、入力されたあて先官署コードを登録する。

②当初のあて先部門コードの登録を取り消す。

③当初の通関予定蔵置場コードの登録を取り消す。

④当初の積込港コードの登録を取り消し、入力された変更後積込港コードを登録する。

⑤記事（税関用）に、入力された申告等番号に係る情報を登録する。（詳細については後述の「特記事項」を参照。）

（ｃ）本業務において払い出された旨を登録する。

（Ｃ）添付ファイル管理ＤＢ処理

入力された申告等番号に係る情報が添付ファイル管理ＤＢに存在する場合は、入力された申告等番号に係る情報を、払い出した申告等番号に紐づく情報として、添付ファイル管理ＤＢに登録する。

（４）時間外執務要請届使用実績ＤＢ処理

税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績ＤＢに登録する。

（５）搬入伝票・ＬＤＲ情報ＤＢ処理（航空のみ）

輸出申告ＤＢに登録されているＡＷＢ番号に係る貨物に搬入伝票情報が登録されている場合で、搬入前の場合は、搬入前に申告された旨を取り消す。

（６）注意喚起メッセージ出力処理

処理結果通知に、本業務において新規に払い出された申告等番号について、ＥＤＡ業務からの輸出申告等が必要な旨を注意喚起メッセージとして出力する。

（７）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

なお、輸出申告事項登録情報（官署変更用）等については「輸出申告事項呼出し（ＥＤＢ）」業務の「出力項目表」を参照。

また、申告等番号欄については、本業務において払い出された申告等番号を出力する。

６．出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 輸出申告事項登録情報 | 輸出申告ＤＢに登録されている「申告等種別コード」及び「大額・少額識別」により、以下のいずれかとして出力  ①輸出申告事項登録情報（大額）（官署変更用）  ②輸出申告事項登録情報（少額）（官署変更用） | 入力者 |
| 輸出申告情報（レコーダ） | 正常終了した場合 | 税関  （通関担当部門） |

７．特記事項

（１）記事（税関用）欄の登録処理について

記事（税関用）欄については、入力内容により以下の優先順位で編集し、輸出申告ＤＢに登録する。

△：スペース

| 項番 | 桁  条件 | 122 | ・ | ・ | + | ・ | ・ | ・ | ・ | 130 | ・ | ・ | ・ | ・ | + | ・ | ・ | ・ | ・ | 140 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | 122桁目以降がスペースの場合 | △ | 官署 コード＊２  （２桁） | | 部門 コード＊２  （２桁） | | △ | 申告等番号＊１（１１桁） | | | | | | | | | | | △ | 審査 区分＊３ (１桁) |
| 2 | 122桁目以降がスペースではなく、124桁目以降がスペースの場合 | 編集なし | | △ | 官署  コード＊２  （２桁） | | 部門 コード＊２ （２桁） | | △ | 申告等番号＊１（１１桁） | | | | | | | | | | |
| 3 | 124桁目以降がスペースではなく、129桁目以降がスペースの場合 | 編集なし | | | | | | | △ | 申告等番号＊１（１１桁） | | | | | | | | | | |
| 4 | 129桁目以降がスペースではなく、136桁目以降がスペースの場合 | 編集なし | | | | | | | | | | | | | | △ | 官署 コード＊２ （２桁） | | 部門 コード＊２ （２桁） | |
| 5 | 上記以外の場合 | 編集なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

（＊１）入力された申告等番号を登録する。

（＊２）入力された申告等番号に係るあて先官署コード及びあて先部門コードを登録する。

　　（＊３）入力された申告等番号に係る審査区分選定時の審査区分を登録する。